

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づき、身体障がい者の自動車改造費を助成することにより、身体障がい者の自立生活及び社会参加の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記載され、かつ、現に市内に居住している者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により条件を付されたもの
- (3) 就労、通院、通学等に使用する、自らが所有し、運転する自動車の操行装置等（以下「操行装置等」という。）の一部を改造する必要がある者
- (4) 自動車改造費の助成の申請を行う月の属する年の前年（当該申請を行う月が1月から6月までの間にある場合は、前々年。次号において同じ。）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の額）（次号において「課税所得金額」という。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えない者
- (5) 対象者の配偶者の前年の課税所得金額又は対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持するものの前年の課税所得金額が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条の規定により計算される額を超えない者
- (6) 自己の責任において自動車運転免許（道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。以下「免許」という。）を失効させ

た者又は道路交通法に違反したために免許の取消処分を受けた者でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、操行装置等の一部の改造に要する経費とする。ただし、助成金の額は、10万円を限度とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、市において公簿等により確認できる場合は、書類を省略できるものとする。

(1) 申請者の住民票等の写し

(2) 改造を予定している自動車（以下「助成対象自動車」という。）の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。）の写し

(3) 免許の写し

(4) 助成対象自動車の改造を行う業者の見積書（改造に要する経費の分かるもの）

(5) 申請者の世帯全員の前年分又は前々年分の所得証明書

(6) 身体障害者手帳の写し

(決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（様式第2。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、助成対象自動車の改造を完了したときは、直ちに、岩倉市身体障がい者用自動車改造費完了届（様式第3）に次に掲げる書類を添付して、福祉事務所長に提出するものとする。

(1) 決定通知書の写し

(2) 改造に要した費用の額が分かる領収書等

(助成金の決定通知)

第8条 福祉事務所長は、前条の規定による完了届を受理したときは、必

要な調査を行い、助成金の額を決定し、直ちに岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金交付請求書（様式第5）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、直ちに助成金を交付する。

（台帳の整理）

第10条 福祉事務所長は、助成金の交付の状況を把握するため、岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成台帳（様式第6）を整備するものとする。

（助成金の返還）

第11条 福祉事務所長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

また、岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱第 3 条第 6 号に規定する者でないことを誓約します。

手帳	種類		等級(障がい名)	
	番号		交付年月日	
運転免許証	運転免許証番号 免許の条件			
所有する自動車	車種及び登録番号 自動車購入年月日			
改造の目的				
改造車の利用計画				
改造を要する個所				
改造経費				
改造業者	業者名			
	住 所		電話	

【同意欄】

(申請者の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します。

申請者

(申請者の家族の同意欄)

申請に係る所得調査のため、私の課税状況を確認することに同意します。

(続柄)

(続柄)

(続柄)

※申請者の家族の課税状況を市で確認するためには、それぞれから同意をいただく必要があります。

様式第 2 (第 6 条関係)

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成決定 (却下) 通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

改造の内容

2 却下

却下の理由	
-------	--

様式第3（第7条関係）

岩倉市身体障がい者用自動車改造費完了届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成決定通知書で決定を受けた自動車改造については、次のとおり完了しました。

改造経費	
完了年月日	
改造業者	業者名 住 所 電 話

様式第 4 (第 8 条関係)

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

年 月 日付け 第 号で支給決定しました岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金は、下記の額に決定します。

つきましては、直ちに岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金交付請求書を提出してください。

記

決定額 金 _____ 円

様式第 5 (第 9 条関係)

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金交付請求書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で決定された岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成金を請求します。

請求金額 金 _____ 円

振込口座

金融機関名	
口座の種類	
口座番号	
名義人	

様式第6（第10条関係）

岩倉市身体障がい者用自動車改造費助成台帳

番号	氏名	手帳番号	居住地	対象経費	助成額	支払日